

平成23年8月1日

〇〇サービス株式会社 殿

〇〇労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料(一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~)・  
一般拠出金 免除対象該当通知書

平成23年7月5日付で申請のあった労働保険料等の免除については、労働保険料(一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~)は平成23年3月から免除対象期間が開始し、一般拠出金は平成23年度分全額が免除の対象となったことを通知します。

ただし、最終的な労働保険料の免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

(注1) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、労働保険料(一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~)免除対象期間終了届を提出してください。

(注2) 労災保険の特別保険料の対象となっている事業主の方は、労働保険料の免除対象期間については、当該特別保険料も併せて免除されることとなります。

(注3) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、平成24年2月までの各月の賃金総額、休業手当額、高年齢労働者賃金額、常時使用労働者数を控えておくようお願いします。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(様式4)

平成23年8月1日

〇〇サービス株式会社 殿

〇〇労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料(一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~)・  
一般拠出金 免除不該当通知書

平成23年7月5日付で申請のあった労働保険料(一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~)及び一般拠出金の免除については、下記の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

1. 事業の所在地が特定被災区域外であった。
- ② 労働保険料又は一般拠出金の支払が困難である事情について、免除の対象となる水準に達しなかった。
3. その他

[ ]

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)</li><li>2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)</li><li>3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)</li></ol> |
|---|